

愛知県環境審議会地盤環境部会（平成30年度第2回）会議録

1 日時

平成31年2月20日（水）午後2時から午後3時10分まで

2 場所

愛知県自治センター5階 研修室

3 出席者

（1）委員

浅川部会長、神谷委員、南委員、

齊藤専門委員、武田専門委員、田代専門委員、中野専門委員

（2）事務局

（愛知県環境部）大村技監

（水大気環境課）柘植課長、宮本主幹、木村課長補佐、大越主査、大久保主任、
加島技師、山田技師

（生活環境地盤対策室）西野室長補佐

（環境調査センター）河合水圏部長

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 会議資料

資料1 愛知県環境審議会地盤環境部会構成員名簿

資料2-1 県民の生活環境の保全等に関する条例第39条第3項に定める土壤汚染等
対策基準の見直しについて（諮問文写し、付託文写し）

資料2-2 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について（土壌
汚染等対策基準の見直し）

資料2-3 県民の生活環境の保全等に関する条例、施行規則（抜粋）

資料3-1 県民の生活環境の保全等に関する条例等の改正について（応急措置の
実施及び土地の形質変更時の報告に係る規定）

資料3-2 県民の生活環境の保全等に関する条例の改正について（生活環境影響
調査に係る規定）

参考資料1 土壤汚染対策法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の概要

参考資料2 土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質
の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第3次答申）

参考資料3 土壤汚染対策法、施行規則対照表[平成31年4月1日施行後]

参考資料 4 県民の生活環境の保全等に関する条例、施行規則（抜粋）[現行]

参考資料 5 - 1 愛知県環境審議会条例

参考資料 5 - 2 愛知県環境審議会運営規程

6 会議録への署名

- ・会議録への署名は、神谷委員、南委員が行うこととなった。

7 議事

(1) 部会長代理の指名について

- ・浅川部会長から、神谷委員が部会長代理に指名された。

(2) 諮問事項（県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条第 3 項に定める土壤汚染等対策基準の見直しについて）

- ・事務局より資料説明
- ・質疑応答

(3) 報告事項（土壤汚染対策法の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例等の改正について）

- ・事務局より資料説明
- ・質疑応答

(4) その他

- ・事務局より今後の予定（改正条例等は平成 31 年 4 月 1 日施行予定）を説明

- ・質疑応答の内容は以下のとおり。

(2) 諮問事項（県民の生活環境の保全等に関する条例第 39 条第 3 項に定める土壤汚染等対策基準の見直しについて）

（中野専門委員）

資料 2 - 2 での説明のように、県の土壤汚染等対策基準設定の考え方が、国が基準を設定する際には同じ基準にすることが妥当とのことなので、特に問題はないが、トランス型が入ったということは、より毒性が増したということなのか。また、どちらかというとなり厳しくなる方向だが、愛知県として事業者に対してよりハードルが上がることになるのか、その辺の予測はあるのか。

（事務局）

トランス体と合わせて今までの基準が引き継がれるので、ある意味厳しくはなるが、実態として、愛知県内ではトランス体が検出される事例があまり確認されていない状況である。事業者にとって大きな影響があるとは考えていない。

（事務局）

参考資料 2 の 13 ページにあるように、シス体に対して概ね 10 分の 1 の濃度であるので、それほど影響は考えられないが、基準値あたりの濃度の事業者は、もしかした

ら超過することもあるかもしれない。大きな影響はないと考えている。

(南委員)

今までもトランス体の測定はされていたのか。測定はされていたが、法規制は無かったということか。トランス体を入れても、現状とあまり変わらないのか。

(事務局)

土壌汚染に関しては、トランス体を測っていることはほとんどない。なお、地下水の環境基準は1, 2-ジクロロエチレンになっているので、測っている事例もある。

(南委員)

記録としては残っていない、分からないということか。

(事務局)

分析時にトランス体もピークが出ると思われるが、事業者からの汚染の報告には、データとしては提出されないため、分からない。また、県が行う分析では、シス体及びトランス体の両方を測るが、それほどトランス体が検出されることはない。

(齊藤専門委員)

トランス体は微生物が他の物質を分解してできるという説明があったが、他の物質というものは普通に土壌中にあるものなのか。

(事務局)

トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンが嫌気状態で微生物に分解されると、シス体もトランス体も生成される。

(齊藤専門委員)

トリクロロエチレン等は、わりとすぐに分解されるものなのか。昔の人が捨てたものなのか。

(事務局)

それなりの時間をかけて、分解される。

(齊藤専門委員)

数年とか数十年とか、そういう単位か。

(事務局)

状況によってかなり違う。微生物を使った浄化を行う事業者もいる。早く浄化できるところもあるが、なかなか浄化できないところもある。

(浅川部会長)

報告書によると嫌気性にならないと働かないということなので、嫌気状態で脱塩素が起こると生成されるということだと思う。そこでの状況がどうなっているか、酸素が無い状態になっているかどうかで時間が変わると思われる。また、濃度や、分解を行う微生物の密度などにもよると思われる。一概には答えられない。

(齊藤専門委員)

検出されても、自分達が原因なのかが分からないということなのか。

(浅川部会長)

もともとのトリクロロエチレンやテトラクロロエチレンであれば、自分達で排出したものでどうかは分かるのではないかと。

(事務局)

基本的には分かるはずである。なお、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンは使用実績が多い。

(田代専門委員)

土対法と条例の比較の表(参考資料1)の土地の改変の部分において、法律は届出の際に、となっているが、条例は報告の際に、となっている。これはタイミングが違うということか。提出は改変前なのか、事後なのか。

(事務局)

一定規模以上の改変を行う場合に、法律は30日前までに改変場所や開発面積、土地の切り盛り図面等を添付した上で届出させるが、その情報をもとにその土地の汚染のおそれが高いのか低いのかを判断するのは難しいので、条例で補完しており、条例では改変者自らがその土地で有害物質の取り扱いがあったかどうか等の履歴を調べて、着手前に報告させる制度となっている。

(田代専門委員)

どちらも改変する前には提出する制度なのか。

(事務局)

そのとおり。

(3) 報告事項(土壌汚染対策法の改正に伴う県民の生活環境の保全等に関する条例等の改正について)

(武田専門委員)

健康被害のおそれがあるとは、どのような場合を指すのか。地下水への溶出や、空气中に土壌粒子が飛散することを指すのか。

(事務局)

拡散は両方のことを想定している。また、汚染が判明した場合には、そのような拡散を防止するために、条例で応急的な措置を実施することを義務付けている。

なお、土壌の基準には、土壌溶出量基準と土壌含有量基準がある。土壌溶出量基準は、土壌中の有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲むことによる健康被害を考慮しており、また、土壌含有量基準は、土壌そのものが飛散し、それが直接口に入り健康に影響を及ぼすことを想定して設けられている。従って、汚染による健康被害のリスクは、地下水への溶出と飛散の両方を考慮している。

(南委員)

3,000m²という規模要件が、今回何故900m²になったのか。3分の1の面積の1,000m²ではなく、900m²になった根拠はあるのか。

(事務局)

土壌の調査は 30m メッシュで行うことがあり、30m 掛ける 30m で 900m² ということが関係している。

(南委員)

30m メッシュの倍数であるなら、900m² 以外にも該当する面積はあると思うが、何故 900m² としたのか。

(事務局)

900m² が土壌調査の一つの単位であることが関係しているが、それ以外の根拠として、条例で 3,000m² 未満の土地改変で既に規制をかけている自治体があり、それらの自治体の施行状況を国が調査したところ、仮に 900m² とすれば、これまで対象外であった土地改変のうち、半数以上の届出のきっかけを捉えることができ、また、形質の変更が行われた面積としても、8割程度を把握することができると考えられたため、これらのことを踏まえ、900m² という面積要件となった。

(齊藤委員)

地歴調査は、どの程度昔まで遡って調べるものなのか。

(事務局)

大半は戦後あたりまでは遡ることになるが、事業者が可能な範囲で遡っていただく。

(齊藤専門委員)

調べられない場合はどうするのか。

(事務局)

登記簿謄本、住宅地図、航空写真などを使っていただき、可能な範囲で調べていただいている。

(中野専門委員)

土地の履歴等について、事業者側から出す情報もあるかもしれないが、行政側でも情報を把握できるのではないか。

(事務局)

事業者自体も調べるが、届出が提出された時点で、行政側でも保有している情報を調べている。

(中野専門委員)

行政が保有する豊富なデータが出てくれば良いと思う。

(事務局)

行政が保有している情報のうち、提供できるものから順次対応しているところである。今後も、提供できるものは提供するようしていきたいと考えている。また、汚染が判明した区域についても、一般の方に情報提供していくことが大切であると考えている。

(田代専門委員)

環境問題を取り扱っていると、面積で対象となるかどうかが決まることや、事業が別である、事業主が違うなどの理由で、規制から逃れられる場合があるといった話を

時々伺う。3,000m²や900m²の規制にかからないよう、意図的に事業面積を小さくするようなことは起きないのか。

また、同じ面積でも、より深いところまで扱う場合と、浅いところまでしか扱わない場合とあると思うが、面積以外に深さなどは考慮されないのか。

(事務局)

事業を分断したりすることで規制を逃れようとすることもあり得るが、これまでも、届出前には、一連の事業ではないのか等を事業者からの聞き取り等によりしっかりと確認しており、不適切な規制逃れが起こらないよう努めている。なお、届出要件が900m²になれば、これまでと比較してそのようなケースは起こりにくくなるのではないかと思う。また、届出規模要件は面積となっているが、実際に汚染が判明した場所で搬出をする場合は、深さ方向を確認した上で、汚染土壌処理業者に搬出するよう指導している。

以上